

淀川水系流域委員会様

日本ゴルフ場事業協会関西支部理事
パブリック河川敷部会長
小味淵敦雄

淀 115 大阪府土木河川室 自治体のご意見に反論致します。

この中の「高水敷の適正な利用へ」

「 3 - 3 利用 (1) 河川空間の利用 3) 高水敷利用 (-2-16) 」において回答されております。“高水敷の利用は、ゴルフ場など営業目的で利用されている物は排除されても、”とゆう部分について意見をのべます。

営業目的とゆう事は株式会社で営業しているとゆう事であろうかと想われます。しかし乍らこのような施設は他の自治体におきましても徐々に民営化され株式会社となりつつあります。行政による多額の人件費を使つての営業は無理であるとゆう現実であります。又大阪府関連につきましても、民営化されつつある部門もあると思われます。

又我々が営業目的で利用していると表現されれば如何にも多大の利益を上げているように聞こえます。しかし河川敷ゴルフ場も河川であるが故の制約、及び度重なる水害、高額の占用料等により利益はほとんど出ていない現状です。

唯一歴史あるゴルフ場を維持して運営するとゆう使命感のみに支えられて営業致して居る現状です。

又ご意見の冒頭の部分の“都市区域における”とゆう部分についてですが、都心部の淀川ゴルフクラブを指摘しているかどうかですが、この点について意見をのべます。

大阪市の都心部は東京都心とは異なり多くの人口が存在して居ります。又高齢化しつつあります。淀川ゴルフクラブも多くが高齢のゴルファーで占められて居ります。近くて徒歩、自転車等にてアクセス可能なゴルフ場は、都心部であればある程必要です。

又大阪市内のゴルフ場は淀川ゴルフクラブと西淀ゴルフプラザのみです。

ゴルフを生きがいとされて居ります多くの高齢ゴルファーの為、都市区域におけるゴルフ場を是非存続して頂きたいと思ひます。